

広島県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

竹原吉名線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
竹原市竹原町字多井三ノ割二六八七番一地从先から 竹原市竹原町字吉良崎二六九〇番一地从先まで		一一・二〇〇 三六・九〇		五一・〇〇	
	一一・二〇〇 二三・五〇			五一・〇〇	一部幅員減少